

全てのいのちが共生する社会の構築

～生物多様性の恩恵を継続して享受するために～

目標:2020年

▶ 生物多様性の府民認知度を70%以上にする。

(2008年大阪府府民アンケート 16.9%)

▶ 生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)

保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

現状



なぜ「絶滅」が問題か
■生物多様性から多くのめぐみを得ていること
■生物多様性は豊かなバランスのものにあり立ち、未解明な部分も多いこと
■人間も生物多様性をほほえる生物種のひとつ
「絶滅」は「バランスを崩すこと」
しかし、どの部分のバランスが崩れかわからない
知らない間に人間の生存基盤が崩れゆく可能性

資料：環境省HP掲載資料

■大阪府レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種

記載種類		分類群	現地在生地	現地在生地(絶滅の危険に瀕している地)	現地在生地(絶滅の危険が大きい地)
哺乳類	2種	2種	2種	2種	2種
鳥類	2種	2種	2種	2種	2種
爬虫類	2種	2種	2種	2種	2種
両生類	2種	2種	2種	2種	2種
淡水魚	13種	13種	13種	13種	13種
底生生物	30種	30種	30種	30種	30種
底栖貝類	15種	15種	15種	15種	15種
底生貝類	6種	6種	6種	6種	6種
小形貝類	61	101	101	101	101
昆蟲類	137種	137種	137種	137種	137種
植物	125	125	125	125	125
合計	187	187	187	187	187



ヒロオビミドリシジミ

■森林、農地の土地利用転換面積の推移

農地 : 16,398ha (1997年) → 14,357ha (2007年)

住宅地・工業用地や駐車場 レジャー施設への転用により約2,000ha減少

森林 : 58,636ha (1997年) → 58,187ha (2007年)

宅地の供給及び土砂採取などの事業用地等への転用により約450ha減少

資料: 平成20年度版国土利用計画関係資料集データより抜粋

■遊休農地の現状

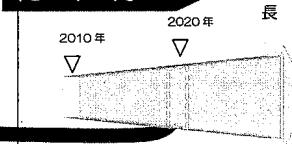


■放置森林の現状



農空間や森林等では、これまで保たれてきた豊かな生態系が人の手が入らないことにより損なわれます。

将来像



2020年

将来の姿(長期)

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- ▶ 生物多様性の重要性の理解促進
- ▶ 生物多様性に配慮した行動促進
- ▶ 府民と連携したモニタリング体制の構築
- ▶ 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- ▶ エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

■世界の生物多様性保全に貢献

大消費地として生物多様性配慮行動を促進

□府域の生物多様性を向上

・府域の現状評価

・地域指定の拡大

・保全活動の拡大

・水とみどりのつながりの拡大

生物多様性的保全

主な施策

■生物多様性の府民理解の促進

民間団体等と協力しながら身近な生物の調査等の参加型のプログラムの充実等により生物多様性への理解を高めるとともに、生物多様性と日常生活とのつながりについて理解を深められるようホームページの充実等によって情報発信を強化し、啓発に取り組みます。



■府域の生物多様性の現状を評価

府内に生息する野生生物の生息状況を評価するため、野生生物の分布、生息・生育状況等の現況把握に努めます。その際、海の生物や貴重な生態系など評価対象の範囲も検討します。また、併せて在来種の生息に多大な影響を与える外来生物のリストの作成を検討します。

代表的な生物について生息状況を関係団体や府民と協力してモニタリングしていく仕組みを構築します。



和泉葛城山ブナ林

■生物多様性の損失を止める行動の促進

新たに生物多様性の保全に配慮する手引きを作成し、大阪府の公共事業実施時に統一的な配慮を求め、実施事例などの知見を蓄積するとともに、日常生活での配慮行動についても、手引きに盛り込み、府民や事業者に配慮を求めていきます。

また、事業敷地内での生物多様性を保全する取組みや、地域等と協働した府内での生物多様性の保全に資する活動等を、大阪府が評価する制度を検討し、民間事業者の積極的な取組みを促進します。

■地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備

保安林、鳥獣保護区等の地域を拡大とともに、都市公園、府民の森、河川、自然海浜保全地区等を、生物多様性の保全、再生、生息環境を創造する府民活動を行う拠点とし、周辺の緑地の整備や水辺環境の整備等と連携して、周辺山系から農空間、都市、沿岸までつなぐエコロジカルネットワークの形成を進めます。



全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表

		2011	2015	2020
2020年の目標				
生物多様性の認知度向上				
生物多様性の損失を止める行動の拡大				
現況の把握				
レッドデータブックの改訂検討(外来種リストの検討を含む)	海の生物、希少種の生態系を追加記載の検討			
モニタリングの体制整備	モニタリングの実施			
情報の共有化	既存施設、活動団体等と生息情報を共有化			
生息環境の保全・再生の仕組み				
生物多様性配慮の手引策定	手引き作成	手引きによる配慮の実施(公共事業) 民間への導入検討		
生物多様性配慮活動の評価手法検討	評価手法検討	評価の実施		
生物多様性推進拠点の整備	府営公園、府民の森、府立自然公園、淀川の畔、自然海浜保全地域などを先行して指定			
生物多様性の保全に資する地域指定の拡大	保安林・鳥獣保護区の拡大			
天然記念物の追加指定の検討	府立自然公園区域の指定			
	追加指定に向け、調査検討			
生息環境の保全・再生・創造				
法、条例による緑地や自然環境の保全	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全			
藻場・自然海浜の再生	マーブルビーチでの覆砂実験試験	府民の親水性を高め、水環境を改善		
大阪湾底地の解消	埋め戻しのモニタリング	底地の埋め戻し 順次実施		
水産資源の保護管理	遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業、資源回復計画による水産資源の保護管理、魚礁の設置			
多自然川づくり	幹線に沿った多自然川づくりを推進			
生物多様性に配慮した農空間の保全と活用	生駒赤い畠地・農業用施設の保全と活用の推進			
大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築	生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した公園計画及び緑化の推進			
森林整備の推進	人工林の適正な間伐・計画混交化の推進			
里山の保全管理の推進	新たな森づくり制度の創設	里山の適正な保全管理の推進		
臨海部の生息環境の創造	共生の森づくりの推進			
野生生物の適正な保護管理	シカバイソンの保護管理計画の推進			
アライグマ・ブラックバス等の外来生物対策	アライグマ防除実施計画の推進、ブラックバス・ブルーギル、外来水生植物の駆除等			
調査研究の推進	生駒系の保全や生物多様性の拡大に関する調査・試験研究等			
普及・啓発				
地域のシンボル的な生物によるPR	ホームページでの情報収集			
まもりたい生物100選(仮称)の府民募集	募集	モニタリングの実施		
生物と触れ合える場のPR	生物と触れ合える都市公園、府立自然公園、府民の森等の情報発信			
参加・行動				
身近な生き物調査	身みの抜け殻、なぎさの葉投票等の充実(まもりたい生物100選との連携)			
生息状況のモニタリング(再掲)	レッドデータブックによる希少種と100選の生物に対するモニタリングの実施			
企業やNPO、地域等と協力した参加型プログラムの充実	共生の森づくり・農作野丘陵緑地整備、里山保全、農田保全活動、アドトフォレスト、アドトリバーナンス構造の推進等			
環境教育の推進	出前事業、学年別ワーク等の評議会等			

健康で安心して暮らせる社会の構築

～ 良好な大気環境を確保するために ～

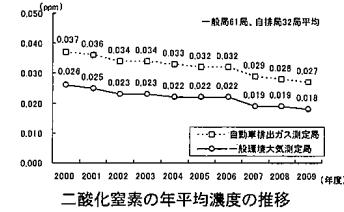
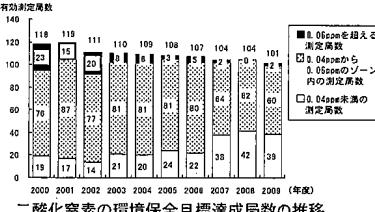
目標:2020年

大気環境をさらに改善する。

- 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境保全目標を達成する。
- 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

現 状

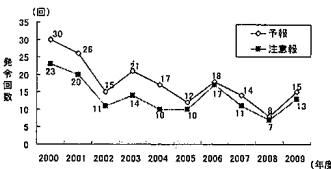
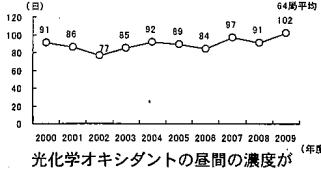
■ 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標 (1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約 6 割の地域が 0.04~0.06ppm のゾーン内となっています。



■ 浮遊粒子状物質は、過去 5 年間では 2 年、全ての測定期で環境保全目標を達成しています。2009 (平成 21) 年度には健康への影響が懸念されることから、PM2.5 の環境基準が設定されました。PM2.5 は大気中で窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) 等が反応して生成する割合が大きいことが分かっていますが、発生機構は未解明です。

■ PM2.5 とは
大気中に漂う浮遊粒子状物質 (粒径 10 μm 以下) のうち粒径 2.5 μm 以下の小さなものをいいます。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されています。

■ 光化学オキシダントは、これまで環境保全目標 (1 時間値が 0.06ppm 以下) を達成しておらず、超過日数は過去 10 年間の推移で見ても緩やかな増加傾向となっています。光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。

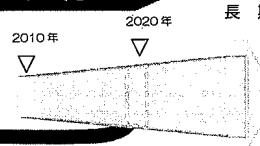


光化学スモッグとは
光化学オキシダントの濃度が高くなつたとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。

■ 府内には過去に建材として使用されたアスベストを含む建築物があり、アスベストによる健康被害を防ぐため、解体工事等にはアスベストの飛散防止対策を行っています。

大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2009 (平成 21) 年度の測定結果は ND ~0.079 本/L の範囲にありました。これらの値は検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。※ND (Not Detected) : 検出下限値未満であること。

将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

主な施策

自動車排出ガス対策

自動車から排出される NOx、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。

また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制や自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施します。

さらに、渋滞の解消を図るために、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化に努めます。



電気自動車



天然ガス自動車



自動測定機

PM2.5 対策

PM2.5 の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行うために、自動測定機を配備するなど測定体制を整備します。また、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。

光化学オキシダント・VOC 対策

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握に努めます。

アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。

アスベスト解体現場
パトロール



健康で安心して暮らせる社会の構築

II-4

～ 良好な水環境を確保するために ～

目標:2020年

➤ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。

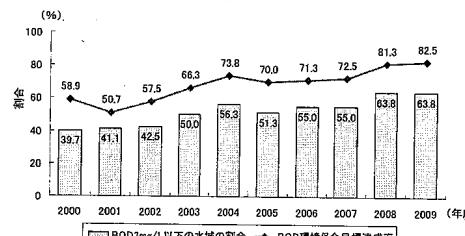
- BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。

➤ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

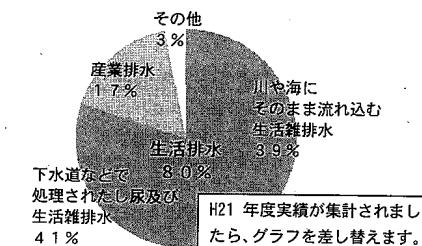
- 底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。
- 藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す）

現状

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/Lを約6割の水域で達成）。河川等の汚濁負荷量の約8割が生活排水に由来しており、そのうち約半分が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の污水が混じった雨水が河川へ放流されるため、水質汚濁等の問題があります。

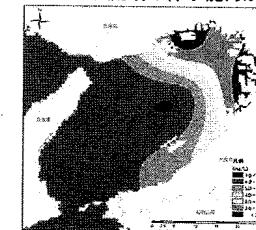


府内河川におけるBODの環境保全目標達成状況及びBOD3mg/L以下の水域の割合の推移



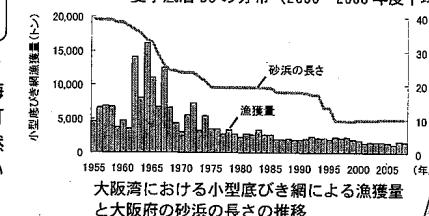
汚濁負荷量(BOD)の発生源別内訳
(平成16年度大阪府推計)

■ 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。



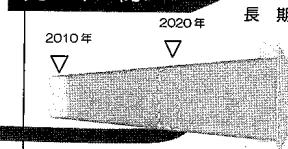
■ 大阪湾のCOD（化学的酸素要求量）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・リンなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内での植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えてています。

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。



■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備などにより自然海岸が全体の1%しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています（大阪府の藻場面積352ha）。

将来像



将来の姿（長期）

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身边に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

主な施策

■ 水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。

COD、窒素、リンの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもとで確実に進めます。



水みらいセンター
(下水処理場)

■ 健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。



整備された森林

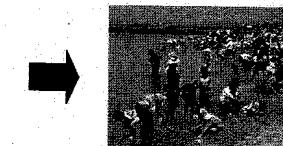
ため池

■ 大阪湾の環境改善対策・親水性向上

自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上に努めます。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



生物が生息しにくく、波打ち際に近づきにくいマーブルビーチ

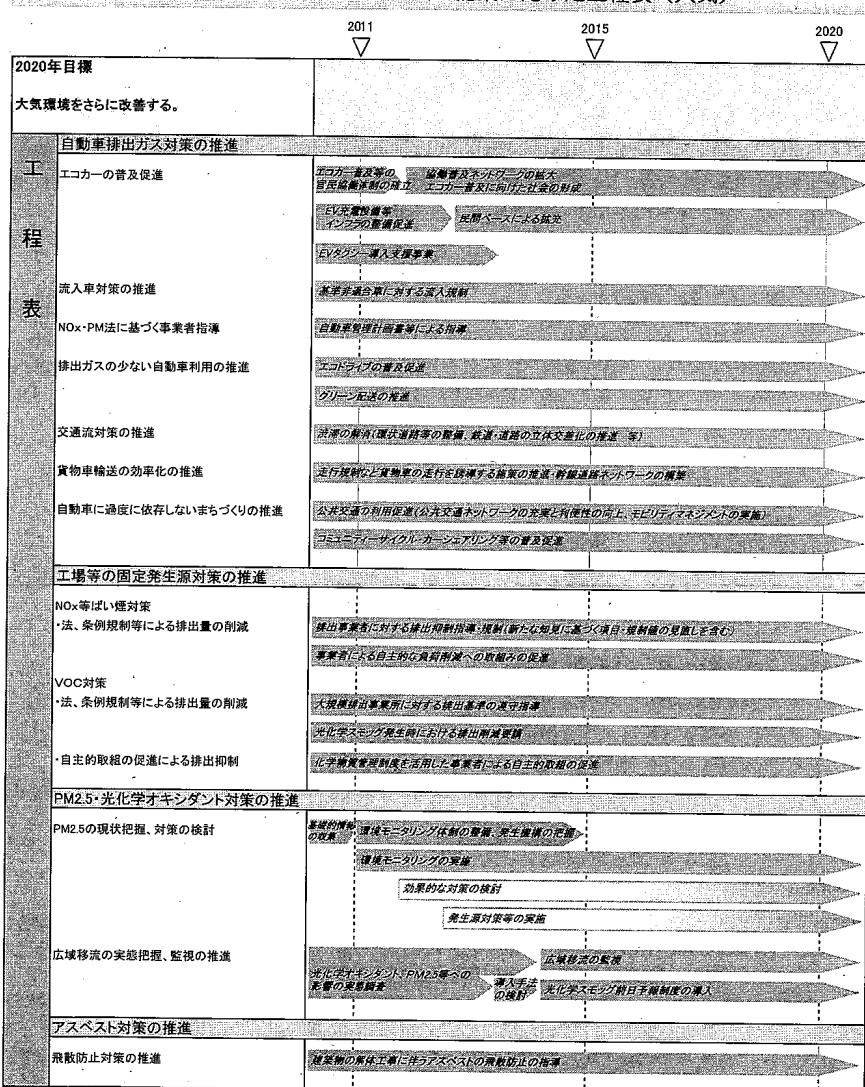


府民が波打ち際に近づける海

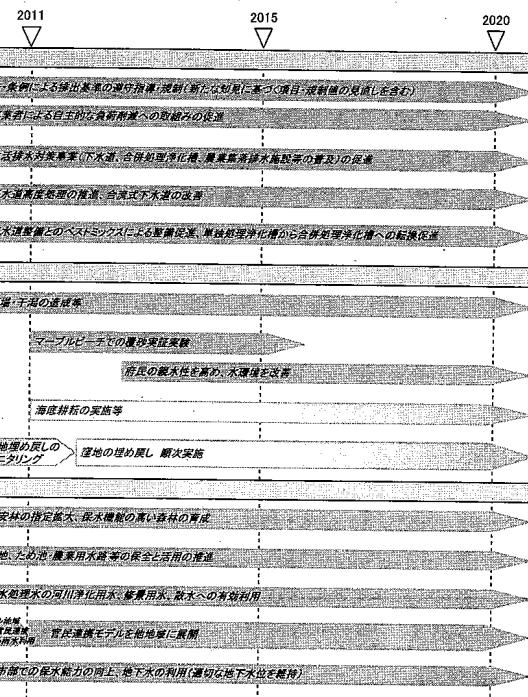
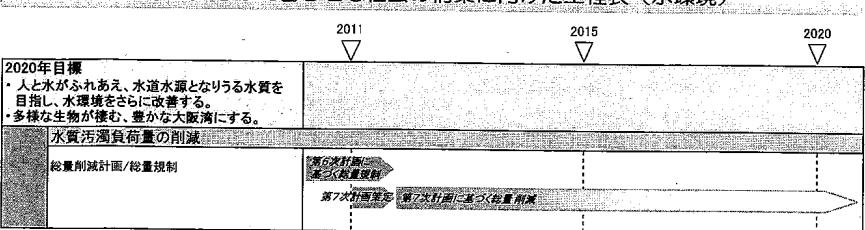


魚介類の育つアマモ場

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）

